

建国前後における中国の対外経済政策

青山 瑠 妙

一 はじめに

二 建国前後の中国をめぐる国際環境と対外政策

(一) 各国の対中政策と中共の立場

- 1 アメリカの対中政策
 - 2 イギリスの対中政策
 - 3 ソ連の対中政策
 - 4 中共の対中政策
- #### (二) 中国の経済認識

三 対外貿易と外資企業に対する中共中央の認識と政策

- (一) 中共中央の対外貿易政策
- (二) 外資企業に対する中共の政策

四 新中国の対外貿易の実態

(一) 対外貿易の管理

(二) 対外貿易の実態

- 1 東北地区の対外貿易
- 2 華北諸港と華中諸港の対外貿易
- 3 中南区
- 4 西南区・西北区
- 5 対外貿易の特徴

五 中国における外資企業の実態

- (一) 外資企業に対する中央管理
- (二) 外資企業の実態と部分的拡大
- (三) 外資企業の全面撤退

六 おわりに

一 はじめに

国民国家の形成過程において、経済的な営みが特に重要な役割を果たしていたことは周知のことである。しかし、国家権力が確立された後、国家の対外経済活動や、国境を跨った経済活動を、国家がどのようにコントロールするか、そしてこのような活動が国家権力にどのような影響を及ぼしているのか、ということもきわめて重要な問題であり、大いに検討する余地がある。

「巨大な国土」に裏打ちされた「巨大な市場」に対する中華人民共和国（以下、中国もしくは新中国）の強い自信は、建国から五十年近くを経た現在においても、弱まるものではない。これはマルクス・レーニン主義の理念から由来するものであり、中国の長い歴史的経験から得たものであることはいままでもないが、このような自信が存在しているが故に、中国は常に自国の国力を過大評価し、他国を引きつける魅力をもっていると信じ込んでしまっている。対外経済政策を重要視し、対外戦略の一つの「有効」なカードとして利用しようとするのが、中国の対外政策の一貫した特徴ではなからうか。この点からいえば、中国の対外経済活動がどのような変化をたどってきたのか、また、中国の対外経済活動が国家権力にどのような影響を与えたのか、といった問題を検討することは、中国と国際社会との関わりを究明する上で、きわめて重要な意味を有すると考えられる。

中国共産党（以下、中共）成立以来、そして、政権を勝ち取った後も、対外政策の二つの側面である政治外交戦略と対外経済戦略が常に一致しているとは言い難い。言い換えれば、中国の対外経済活動は国内政治や外交政策に単純に追随し、連動する形では動いていなかった。たとえば、一九三〇年代半ばまで、国際社会においてソ連以外の交流がなかったことから、中共の外交政策はマルクス・レーニン主義あるいはソ連、コミンテルンの指導を行動指針と

し、アメリカ、イギリスなどの西側諸国を敵視する姿勢をとっていた。しかし対外経済政策に関して中共は、建党当初、中国における外国企業の活動を制限すると訴えていたものの、根拠地を獲得した後の一九三一年には、外国企業の存続を暫定的ながら認める政策を打ち出した。⁽¹⁾

このような外交政策と対外経済政策のズレは、今日において特に顕著である。中国は一方において、社会主義市場経済に基づきガット（GATT：貿易と関税に関する一般協定、現在の世界貿易機関：WTO）加盟を目指すなど、国際経済システムへ参画しようとしている。このような経済分野の改革、開放における積極的な姿勢とは裏腹に、台湾問題、民主化の促進などの政治問題に関してはいささかの譲歩も受け入れず、海外からの批判に主権侵害と頑なな拒絶反応を示している。中国のこのような姿勢は「経済協調、政治不協調」という一言に尽きる。

冷戦後、中国をはじめとするアジア太平洋地域の経済発展という背景もあり、各国間の交渉イシューとして、経済問題が取り上げられることが非常に多くなってきている。このような経済的利害が重要性を増してきた世界の風潮もまた中国の対外戦略の抱えている矛盾を助長している。この意味において、経済における対外開放政策が、中国の国策である外交や政治政策にどのような影響を及ぼしうるのかについて検討することは、世界において差し迫った課題となっている。

しかしながら、中国の対外政策についての従来の研究は主に外交政策として研究されており、対外経済関係や対外経済政策との関連にまで踏み込んだ研究は、これまでごく限られた範囲でしか行われてきていなかった。そこで、中国における対外経済政策と外交政策の関係を解明する一つの試みとして、本論文においては、建国当初の中国と外国との経済関係に焦点を当て、当時の中共がどのような対外経済政策や国内外外国企業に対する政策を策定したか、そして、このような政策がどのように実行されたかについて検討することとしたい。このような検討を踏まえた上で、当時の中国の対外経済活動は外交政策（国家活動）とどのような関係にあったかについて考えてみたい。

バリー・ノートン (Barry Naughton) 氏は、中国の経済政策は一九八〇年まで外交政策に影響を与えたことがなかったと指摘している⁽²⁾。経済政策が外交政策に影響を及ぼすには、国際環境を脅威と感じなくなることが必要であり、このような比較的平和な国際環境を中国が得ることができたのは、一九八〇年に入ってからのことであると同氏は説明している。

確かに、建国前後の国際環境は中共にとって特に緊張感に満ちたものであった。しかし、新中国が建国された際に作られた臨時憲法である「共同綱領」の第一章第一条に、「中国の独立・民主・平和・統一および富強のために奮闘する」と明記されているように、経済発展は当時並びにその後の中国の最大目標であった。いかに堅実で、有効な対外経済政策を採り、いかに自国の富強を達成するかが建国当初からの最重要課題であった。こうした観点から、建国当初の中国の対外経済政策を対象として、中国の外交と経済の関係を採り、バリー・ノートン氏の説を再検証することも本論文のもう一つの狙いである。

最後に付言しなければならぬことは、今まで、ブラック・ボックスとされていた外交資料が最近少しずつではあるが、公開されるようになったことである。特に建国前後の外交資料や経済資料が、わずかながら回顧録や档案資料の形で公にされ始めている。十分とは言い難いが、こうした研究環境が整いつつあるなかで、新しい資料を駆使して、定説を再検討し直す価値もあると考える。

二 建国前後の中国をめぐる国際環境と対外政策

(一) 各国の対中政策と中共の立場

冷戦はもともとヨーロッパ地域で発生し、この域内では経済手段を用いて自らの陣営の優位性を達成しようとしていたが、一九四八年後半以降になると、経済手段に限定されていた対立が体制間の対立にエスカレートしていった。この過程で、ソ連側にせよ、アメリカを代表とする西側にせよ、中国に明確な立場を表明することを迫るようになり、冷戦が中国の政策と行動にとって大きな制約要因となったのである。

本節においては、西側諸国において指導的な役割を發揮したアメリカ、イギリス、および東側陣営の総指揮者であったソ連が具体的にどのような対中政策をとったか、他方、こうした緊迫した国際・国内情勢の中で、中共はどのような対応策を講じたかを検討したい。

1 アメリカの対中政策

国民党が国共内戦において、攻撃から防御、優勢から劣勢に転じ、敗戦を続けた状況の中で、アメリカの国民党支援策に変化の兆しが生じた。この新しい政策は一九四九年初春、対中政策に関して非常に柔軟な考えを持っていたアチソンの有名な発言、「中国を覆うホコリが晴れるまで、アメリカは待たなければならない」⁽³⁾に集約することができる。

このような静観姿勢を反映して、アメリカは一方において、官民両ルートを通じて、中共政権と適切な関係を模索しようとした。スチュアート大使と米大使館は中共占領下の南京にそのままとどまるように指示され、中共との接近

を凶った。中国をソ連に従属させないために、対中民間貿易に関しても、アメリカは戦略物資以外の日用品の取引などを暗に積極的に促進した。アメリカ政府はアメリカを含む日本、イギリスなどの西側諸国が中国と貿易を行うことを認めればかりでなく、國務省も在中國アメリカ企業に中国に残留するよう勧告した。⁽⁴⁾

しかし他方において、アメリカは中共政権の承認に消極的な姿勢を貫こうとした。『中国白書』が発表された後も、アメリカ國務省は国民党政府を中国の合法政府とする政策を再確認した。

新中国成立前後のアメリカの一連の対中政策は、対中民間貿易を促進し、中共政権との関係を模索しながら、中共を承認しないという曖昧かつ矛盾に満ちた性格のものであったのである。

2 イギリスの対中政策

内戦の帰趨がほぼ決定的となった一九四八年一二月から、イギリス政府は静観・中立の立場を転換させ、中共との接触を維持し、経済関係を強化し、中ソ間に楔を打ち込む——いわゆる「域内での接触」(“Keeping a foot in the door”)⁽⁵⁾政策を採用するようになった。この政策は朝鮮戦争勃発まで続けられた。

アメリカと異なり、イギリスは極東において多大な権益を有していたため、アメリカの曖昧政策より一歩進んで中共支持政策を明確に打ち出した。

新中国が成立する以前から、イギリスは中共との経済関係維持・強化に前向きであった。一九四八年三月、イギリスはいち早く中共に貿易の可能性について打診し、⁽⁶⁾後に中共への輸出品目を厳しく制限するアメリカの主張にも反対した。また、中共が政権を勝ち取った後も、すぐには外資企業を没収しないであろうと考えたイギリス政府は、中国内の企業は中共政権の下においても、可能な限り撤退すべきでないと主張した。⁽⁷⁾

新中国成立後の五〇年一月六日、イギリスは新中国承認を宣言した。外交関係の樹立に関する中英交渉においても、中国が外交樹立の条件として取り上げた国連における中国代表権問題と中国の国家財産の問題に対して、イギリスは

様々な形で努力を示した。五〇年六月、イギリス外務省は国連の中国代表権問題で、中国側に賛成票を投じることが決定した。香港に移された航空機の所有権をめぐる中国の「国家財産問題」に関しては、香港の高等法院は一度は新中国の所有権を認める判決を下したが、アメリカの圧力により、イギリスは「すべての法的手続きによって航空機所有権問題が解決されるまで係争中の航空機を保留し、香港から出さない」という「枢密院令」を発した。⁽⁸⁾そして朝鮮戦争後（五二年七月）、枢密院司法委員会は最終的に航空機の所有権はアメリカにあるという判決を下した。

このように、中共が政権を勝ち取る可能性が高まっていた一九四八年末、イギリス政府は静観姿勢を放棄し、中共との経済関係の保持にとりわけ積極的であった。朝鮮戦争後も、イギリスはこうした姿勢を崩さず、「域外からの接触」(“keeping a foot out of the door”)の対中政策をとりつづけた。しかし、本国の経済復興に関してアメリカの援助に頼らざるを得ない事情があったことから、結果としてイギリスはアメリカに同調することになった。イギリスの中共支持の政策にも限界があったことは否定できない。

3 ソ連の対中政策

第二次世界大戦後、アジアにおける米ソ協調を継続しようとするソ連は国民党を支持し、中共に様々な「圧力」をかけ、国民党をソ連側に引きつけるために、中共を「利用」した。⁽⁹⁾ソ連がいつから中共に対する支援を与えるようになったかについては様々な説が存在するが、中（共）ソ貿易の視点からいえば、ソ連が国民党支援策を放棄したのは一九四六年の一二月頃と思われる。

一九四六年の東北は、食糧は余っていたものの、布、塩とあらゆる日用品が欠如していた。このような窮境から脱する方法を、中共はソ連との対外貿易に求めた。四六年の八月と一〇月、東北の対外貿易を統轄する東北財政経済委員会⁽¹⁰⁾は二回に渡ってソ連遠東公司駐ハルピン代表に貿易の交渉を持ちかけたが、二回ともソ連側に拒絶された。⁽¹⁰⁾ソ連側のこうした態度から、この時期、ソ連がなお対国民党政策によって拘束されていたことが窺える。

一九四六年一月になると、ようやくソ連の対中共政策に転換の兆しが見せ始めた。というのも同月、ソ連は、中共から派遣された劉亜楼との商談に応じたからである。数ヶ月の交渉を経て、中共は、輸出数量の問題でソ連側に譲歩し、ようやくの思いで貿易交渉を成功させた。

一月の時点で、ソ連側はまだ必ずしも貿易交渉に積極的ではなかったが、一二月に入ると、ソ連の対外貿易機構と中国東北人民民主行政委員会との最初の貿易交渉が正式に開始され、その後の貿易量も次第に増大した。⁽¹¹⁾このような貿易を通じて、中共は食糧を輸出し、綿花、鋳工業に必要な原材料、あらゆる医薬品などを大量に輸入することに成功したのである。

一九四八年に入り国共の勢力は逆転し始めたが、ヨーロッパにおける冷戦が進行する中、ソ連の対中共支持の政策はますます明白なものとなっていた。そして、一九四九年一月二日、ソ連のミコヤン外相の訪中によって、中共はさらさら接近した。

このように、一九四七年以降、特に四八年に入ってから、ソ連は中共支持路線を採用した。国民党との関係や中ソ貿易の質、量などの面を考慮に入れると、ソ連の中共支持政策は不完全のものであった。しかし、中共側から見ると、ソ連は唯一国際的支持を与えてくれた国であり、また貿易を通じて、安定的に生活用品や医薬品などの必要な物資を供給してくれる唯一の供給源でもあった。ヨーロッパにおける冷戦の進行や、アメリカの国民党支援策の明確化につれ、中(共)ソ両共産党の関係は一段と親密の度を増していった。

4 中共の対外政策

一九四九年初頭、西側諸国は中共の「チトー化」に期待し、中共との経済関係を維持しながら「静観政策」を採用していた。ソ連は国民党政府との関係を保持しながらも、中共との関係を深め、中共側から対ソ態度表明を迫った。

この時期はまさに、全国的勝利を目前にした中共が国家建設(Nation-Building)の基本政策を構想しなくてはなら

なかったときであった。当時の中国経済は破綻寸前の状態であり、中共の経済統治力も内外から疑問視されていた。中国全土を勝ち取るうとしていた当時の中共にとって、戦争によって破壊された経済の復興は国家建設に必要不可欠であるだけでなく、中共による政権の正当性、ひいては政権の存続そのものを左右しかねない喫緊の課題であったといっても過言ではない。

このような課題を背負っていた中共は国際環境にどのように対応し、生き残りを図ったのであろうか。中共は早い段階から「二大陣営論」に基づいた国際認識を原則として掲げた。英米の対中政策に変化の兆しが見え始めても、中共はこの原則を変えることはなかった。⁽¹²⁾一九四九年三月頃まで、中共の対外政策や行動は国内の対国民党戦略を最優先とし、ソ連側へ歩み寄りながらも、西側諸国に対しても慎重かつ柔軟に対応し、これら諸国の対国民党支援の中止と、中共に対する支持の獲得に努めた。つまり、戦時下の環境のなかで、中共はソ連と手を組み、アメリカと対立する「二大陣営論」的な立場を選択したが、現実にはアメリカやイギリスとも良い関係を保とうとした。⁽¹³⁾

ミコヤン訪中でソ連からの経済援助の約束を取り付けた後の一九四九年三月、中共は第七期中央委員会第二回全体会議（七期二中全会）において新中国の基本的な外交政策を確定した。同会議における毛沢東の報告は、ソ連の陣営と協調する姿勢を打ち出した。このなかで毛は、「帝国主義国家」との国交問題に関しては時間をかけて解決し、対外通商関係に関しては「外国人と商売をするのはなにも問題ではない」、「われわれはできるかぎりまず社会主義国や人民民主主義国と商売をしなければならないが、同時に、資本主義国とも商売をするのである」⁽¹⁴⁾との方針を明確に示した。

これらの一連の政策によって、中共は従来の西側諸国に対する柔軟政策を改め、ソ連陣営への一辺倒を基本的な立場として明白に表明した。しかし他方で、新中国は「帝国主義諸国」との国交も否定せず、これらの諸国との貿易関係を積極的に展開しようとした。社会主義陣営に位置しながらも、「政経分離」の方式で西側諸国を含む各国との貿

易を促進することは新中国の対外政策の特徴の一つであったと言えよう。

(二) 中国の経済認識

前項で明らかにしたように新中国の国策においては、西側諸国に対する政治・外交政策とこれら諸国に対する経済政策との間に明らかにギャップが存在していた。なぜ中共がこのような一見矛盾した政策を採用したのかという問題を解明するカギの一つは、中共の経済認識にあったと考えられる。

戦後、イデオロギー的対立により、世界経済システムも二分化されようとしていた。IMF、国際復興開発銀行 (IBRD:世界銀行)、ガットの二つの国際機関は、戦後の資本主義国際経済体制を形成する三位一体の機構といわれている。他方、社会主義経済システムを代表する国際的な機構はコメコン (COMECON) であった。

新中国の指導者たちのガットに対する姿勢は「敵視」の一語に尽きる。ガットの設立準備段階から、中共はこれに對して、アメリカの世界市場獲得および経済恐慌回避のための手段であり、「不平等」で「利少害多」であるとの批判を浴びせた。⁽¹⁵⁾ 他方、「IMFの最終目標は国際貿易の制限、差別的通貨の使用方法を消滅させることにある」、「世界銀行は長期貸し出しを手段として、戦争によって破壊された国家を復興させるという任務を持つ生産機構である」といったコメントから見て、中共はIMFや世銀に対しては比較的客観的に評価していたとも言える。しかし、この二つの機構がアメリカに利用されていると中共は認識していた。⁽¹⁶⁾

三つの機構、特にガットに対する中共のこうした批判、そして資本主義国家は経済恐慌から逃れるために海外市場の獲得に走るという思考パターンからみれば、中共の経済認識は基本的にマルクス・レーニンの経済理論に基づいている。ところが、このような考え方を有していた中共はコメコンを高く評価していたものの、実際にコメコンに参加する意志はまったく示さなかった。

東西両陣営の経済システムのいずれにも組み込まれることを拒んだ中共の立場は、イデオロギーから来る側面に加え、中国革命の源流ともいえるナショナリズム、すわわち経済主権回復という側面もあったと思われる。経済依存度が高ければ、経済主権の喪失につながる可能性も高くなるという考えは、中共の対外貿易に対する基本的認識であったといえる。このような認識のもとで、対外貿易は無制限に発展することは許されないのである。毛沢東が早くも一九四八年の前半から、対ソ貿易について「安易に貿易協定を締結しないように」「自力更生」を堅持し、「外国援助に依存しない」原則を示したのも、こうした認識に由来するものだと考えられる⁽¹⁷⁾。

「自主独立」という原則の下で、対外貿易の役割は必需品の調達のみであったが、中共はマルクス・レーニンの経済理論に基づいて、対外貿易に政治的な意味をも付与した。

レーニンの「帝国主義論」によれば、滅亡段階に達したアメリカなど帝国主義諸国家はやがて来る経済危機を解消するために海外の市場を求めなくてはならなくなる。このような経済危機、原料危機に直面している当時のアメリカなどにとって、やがて中国が必要不可欠の存在になり、これら諸国はやがて中国に屈服し、国交樹立を希望するであろうと中共は信じていた。そこで、中共はこの「巨大な市場」を外交交渉における有力な武器として使おうとした。このような発想に基づいてか、一九四九年一月二日、毛沢東はモスクワにおいて、イギリス、日本、アメリカ、インドはまもなくわれわれと商売することになるだろうと自信に満ちた発言を行った⁽¹⁸⁾。

以上のように、中共はマルクス・レーニン主義に基づいた経済認識を有していた。国家権益の回復、世界における地位の向上を目指した中共は、経済面において「自力更生」を主張し、対外貿易を必要な物資の調達や国交樹立のための手段として用いようとした。まさにこのような認識が社会主義陣営に位置しながらも、西側諸国との経済交流を展開するという実用的な「政経分離」の戦略を生み出したのであった。

三 対外貿易と外資企業に対する中共中央の認識と政策

本節においては、「政経分離」を掲げた中共の具体的な対外経済政策を考察し、対外経済活動における中共中央の基本的な方針を探りたい。

(一) 中共中央の対外貿易政策

新中国の対外貿易政策の特徴としては、「輸入のための輸出」(量入為出)、「保護貿易政策」、「管理貿易」があげられる。これらは中共の建党当初からの主張であり、その後も長期間変化がなかった。そして、各解放区の対外貿易政策とその実際の方法もすべてこのような「独立自主」の社会主義経済原則を反映したものであった。

制限付きの対外貿易とはいえ、中共は一貫して東西両陣営との貿易を積極的に促進していた。対ソ貿易は前述の通りであるが、西側諸国との貿易に関しても、戦時中の物資調達のために中共はより早い段階からこれを開始し、奨励していた。中(共)ソ貿易がまだ始まっていなかった時期から、周恩来は既にイギリスの貿易提案を積極的に歓迎し、イギリスと貿易交渉を行うよう銭之光に指示した⁽¹⁹⁾。

東側陣営に参加する意志を明白に表明した一九四九年三月以降も、中共は「政経分離」の政策を堅持し、西側諸国との貿易を促進した。毛沢東による「(我々はソ連との貿易を行うと同時に——筆者注)ポーランド、チェコスロバキア、ドイツ、イギリス、日本、アメリカなどの国との貿易にも備えなければならない⁽²⁰⁾」との発言はこの姿勢を顕著に表している。しかし、社会主義陣営に属する中共の立場から、この段階において、中共の対外貿易政策の重点はあくまでもソ連と新民主主義国家(東欧などの東側諸国)に置かれていたのである⁽²¹⁾。新中国の対外戦略が策定された時期でも

あつた一九四九年一月に劉少奇の起草した「対外貿易の方針に関する中共中央の指示」においては、既に次のような対外貿易の基本方針が定められていた。すなわち、「ソ連と東欧各新民主主義国家が必要とする物資は、われわれはできるかぎりソ連と新民主主義国家へ輸出する。ソ連と新民主主義国家がわれわれに供給できる物資に関しては、われわれはできるかぎりソ連と新民主主義国家から輸入する。ソ連と新民主主義国家が必要としていない、そして供給できない物資にかぎり、われわれは各資本主義国家に輸出し、あるいはそこから輸入する⁽²²⁾」。言うまでもなく、東側陣営との貿易に重点を置く中共の姿勢は、決して資本主義諸国との貿易を否定するものではなかった。同指示は、ソ連・東欧の各国家を重点にして対外貿易を行うが、同時にその他の資本主義国家の対外貿易にも注意を払うことをも規定していたのである。

社会主義陣営との経済関係を重視するこのような立場は中共のイデオロギー的な側面を反映しているが、ソ連への配慮も多分に含まれている。ソ連から飛行機用の原油提供を取り付けたその日（一九五〇年一月七日）、毛沢東は「（資本主義圏 & 社会主義圏——筆者注）の輸出入の種類および数量を計画的に統轄するように注意しなければ、受け身⁽²³⁾に陥る」と発言した。この発言中の「受け身に陥る」という言葉が何を意味しているかは毛の文献で明らかではないが、西側諸国との貿易量が東側諸国との貿易量を上回ると、「中国のチトー化」というソ連の懸念を大きくさせ、中ソ関係において、中国側が受動的立場に陥る恐れがあるということの意味しているものと推測できよう。

中共のイデオロギー性や対ソ関係による拘束にも関わらず、西側諸国を輸出先とする国内の産業に中共が実際にメスを入れたのは朝鮮戦争勃発後のことである。しかも、このときに至っても、「資本主義国家との貿易について、今後はバーター貿易の政策（方針）をとり、空振りにならない条件の下で輸出入を獲得する⁽²⁴⁾」ことも強調していた。以上のように、建国以前から、そして朝鮮戦争を経験した後までも、西側諸国との貿易に対する中共の意欲は一貫

して衰えを見せることがなかった。他方、中共中央の対外貿易政策は基本的には、自主独立の社会主義経済原則を反映したものであった。中共の西側諸国に対する柔軟な貿易政策はそのまま外交政策と歩調をあわせていたわけではな
いが、そのズレはそれほど大きなものではなかった。

最後に特筆すべきことは、一九四九年二月に劉少奇が起草した「対外貿易に関する中共中央の決定」において、管理貿易体制が明確に決定されたほか、中国が独立国家として他の国家と外交関係を結ぶ以前に解放区が行っていた対外貿易に関しては、一種の臨時的関係としてしか保持できないことも明記された。⁽²⁵⁾つまり、中共は外交と対外貿易は相互に関連しており、国家間の経済貿易関係の最終的確立は政治における正式な外交関係を基礎にすべきであると考
えていた。これは、劉少奇個人の意見にとどまるもので、当時の中央における意見の分岐を示しているのか、あるいは四九年二月から三月の間に、中共が政策転換を図ったことを意味するのかについては、なお今後検討する必要がある。
る。

(二) 外資企業に対する中共の政策

中国における西側諸国の外資企業に対する中共の政策は貿易政策とは異なり、外交政策と連動していた。外資企業に対する方針は外交政策の強化につれ、「没収せず、存続を認める」方針から「解放後、適切に処理する」政策へと転換したのである。

第二次世界大戦中から、国家の独立、不平等条約の撤廃、外国資本（企業）の没収といった主張が中国国内から出ていた。また、大戦後、アメリカが支持する国民党との内戦が始まった。このような背景によるものか、中共は一九四六年以降、それまでの外資歓迎姿勢を改め、外資企業について言及を避けるようになった。

一九四八年になると、中共中央は内戦後をはじめて外資企業に対する方針を明確にした。この中で中共は、「中国に

おける外国人の投資、外国人が所持する私営工場、鉱山あるいはその他の企業は、一切没収してはならず、破壊してはならない。(外資企業は)民主政府の法令に服従するならば、一定の労働条件の下で営業を継続することを許可する」と指示し、外資企業の現状を維持する方針を示した。⁽²⁶⁾この方針は、王稼祥が起草した「都市工作大綱」(一九四八年六月)や、薄一波が起草した「華北人民政府の施政方針に関する提言」(一九四八年八月一日)にも反映されていた。一九四九年に入り、西側に対する中共の外交姿勢がより強硬なものになるとともに、毛沢東は「帝国主義者の直接経営する経済事業や文化事業に対しては、前後緩急の区別をつけて、適切な解決をしていかなければならない」と述べ、外資企業に対する現状維持政策を転換させる姿勢を明確にした。しかし、外資企業の「解決」問題は「急には解決できない」と中共は認識していた。⁽²⁸⁾これは生産を継続させ、社会秩序を維持するという解放直後の各地域の最重要課題を中共が最優先させたためである。またこの時点では、いつまで外資企業の存続を認めるかということについて明確にはされていないかった。

これ以後、外国人を保護する原則は継続されたが、外資企業に対する言及はほとんど姿を消した。外資企業に対して特別な政策が新たに制定されなかったことは、彼らに対して民族資本の私営企業と同じ政策、つまり「利用と制限」がとられていたことを意味していると思われる。

一九五〇年初頭、中共は新疆での中ソ合弁企業の設立を自ら呼びかけた。⁽²⁹⁾五〇年三月一日、中ソ合弁企業に対して国内に抵抗があったため、中央は「中ソ合資企業協定の公布と大衆の不安定解消に関する中共中央の指示」を發布し、「外国資本を利用して中国の工業化を促進するためには一定の事業における外資との共同経営による企業を設立することがきわめて必要であり、ソ連、各新民主主義国家とだけでなく、資本主義国家とも適切な条件の下でこのような合同経営契約、リース契約を結ぶことができる」と指示した。⁽³⁰⁾

これらの事実は、中共の内部に意見の分岐があったことを窺わせるものである。しかし、中共の実際の政策や行動

を検討してみると、少なくとも今の段階では、外国資本の導入に歓迎の姿勢を示した中共指導者の発言や具体的な政策はほとんど見あたらない。外国資本の導入は中央財政委員会と外交部の事前許可が必要で、国外資本の流入に関する誘導政策は華僑だけに向けられていた。このことから、国内の外資企業の新たな投資に関しても、中共は消極的な姿勢をとっていたのではないかと推測できる。

一九五〇年六月六日、毛沢東は外国人の教会、学校および宗教界の「反動勢力」に反対することを訴え、国内の外資企業に対する根強い不信感を表した。⁽³¹⁾これを契機に展開されたこれらの影響を肅清しようとする一連のキャンペーンは直接に外資企業に向けられたわけではなかったが、外国に対する不信感が募る状況のなか、外資企業の余命も長くないことをにおわせた。

以上のように、一九四九年三月まで中共は外資企業の存続を認め、これらの企業の生産を継続させる政策をとっていたが、七期二中全会における「前後緩急の区別をつけて、適切な解決」を図るという毛沢東の発言によって、はじめて外資企業の長期存続を認めない旨の方針が示された。朝鮮戦争勃発後、外資企業に対する風当たりは強くなる一方であった。外資企業に対する政策において、中共中央は「政経分離」の原則を適用する意志は皆無であったのである。

四 新中国の対外貿易の実態

対外貿易はソ連と新民主主義国家を主とし、西側諸国との貿易はあくまでも二次的なもので、国交樹立を促進するための手段という中央の方針とは裏腹に、新中国の実際の主要貿易相手国は西側諸国であった。一九四九年一〇月から五〇年六月の朝鮮戦争勃発までの間、中国と非共産圏諸国との貿易は中国の貿易総額の七〇%強を占めていた。⁽³²⁾朝

鮮戦争中の五一年においても、中国と資本主義諸国との貿易額は総額の半分近くを占めた。

そこで、本節においては、地方各区の貿易の実態やこのような現状を生み出した土壌を明らかにしたい。

(一) 対外貿易の管理

中央で制定した対外貿易政策の執行段階において、その管理体制のあり方がきわめて重要であることはいうまでもない。新中国の対外貿易管理機構は地方レベルから出発した。各地方の貿易管理機構は劉少奇の指示の下で、解放された各地方と主な貿易都市において順次設置されたものである。⁽³³⁾ 一九四九年一二月には、全国の大部分の地区に対外貿易の管理機構が設置され、初歩的なネットワークが形成された。そして、中央レベルにおける国内通商と対外貿易を管轄する貿易部は政務院に直屬し、新中国設立後の一九四九年一月一日に設立されたのである。

対外貿易に関する具体的な管理方法は、一九四九年一月八日に西柏坡で開催された政治局会議において定められた。同会議で、周恩来は、輸出貿易は統一的に計画するが、具体的な業務については各区によって分担するとの指示を出した。⁽³⁴⁾ これにより、対外貿易は中央と地方の二重指導を受ける体制となり、地方各地区の自主裁量権もきわめて大きくなった。

新中国成立後、中央財政委員会は全国財政会議を開き、全国の財政経済を統一する決定を下し、五〇年三月三日、中央人民政府政務院は「国家財政経済工作の統一に関する決定」を公布した。この時期から、対外貿易における地方の自主裁量権が狭まった。全国の国营貿易会社の資金、業務計画、商品調達などはすべて中央人民政府貿易部によって管理されるようになり、五一年五月には、新中国の対外貿易に関する国家管理体制が基本的にできあがった。同五月、貿易管理は再び貿易部による統一管理から中央、地方の二重管理に変更された。五二年九月、中央人民政府は貿易部を商業部と対外貿易部に分け、商業部には国内貿易を管轄させ、対外貿易部には対外輸出入貿易を管理させた。

貿易管理方法を模索するなかで、中共中央は「国際貿易研究会」、「同業公会專業小組」、「連合経営」などを利用して、個人の輸出業者の組織化を図った。また、中国で輸出入貿易を行う外国の商人や商業機構の代表が当該地域の人民政府外事処（前身は外僑事務処）の審査を経て、当該地域の対外貿易管理局に申請、登録し、さらに中央貿易部の審査後、許可がおりてはじめて営業を開始することができることも定められた。

以上のように、元来、対外貿易における地方の自主裁量権は大きく、ほとんどすべてのことが地方の一存で決められていた。いわば、中央が大方針を決め、具体的な執行は地方任せの状態であった。このような状況に終止符が打たれ、対外貿易管理が一元化されたのは一九五〇年二月のことである。また同年七月以後、個人の輸出入業者を組織化することにより、私的輸出入に対する中共の統制管理がより容易となった。他方、個人輸出業者の声も政府に伝わりやすくなった。

中国で取り引きを行う外国業者を除き、対外貿易は外交部門から独立した組織であった。対外貿易機構の設立は劉少奇の主導の下で行われたことから、対外貿易を管理した幹部は劉少奇に近い人々で構成されていた可能性が高い。他方、外交関係の幹部は周恩来の人脈であった。このような幹部構成からも、対外貿易と外交機構は互いに独立し、対外政策において考え方の異なる主張が並存することとなった。

しかし、建国初期に対外貿易について管理権限が中央に移されたため、中央で経済を管轄する陳雲と外交を管轄する周恩来は互いに緊密にコミュニケーションを図っており、最終決定権は周恩来に帰結した。⁽³⁵⁾これにより、貿易政策と外交政策の乖離を防ぐことが可能であったと推測できる。

(二) 対外貿易の実態

それでは、上述した貿易管理体制の下で、各解放区がどのように対外貿易を展開したのであるうか。

1 東北地区の対外貿易

東北地区における対外貿易は、陸路を通じての対ソ連、対北朝鮮、対モンゴル貿易と、海港を通じての資本主義諸国との貿易に分かれる。

陸路を通じての対外貿易は、一九四七年末から行われたものである。一九四九年に入ってからは、東北行政委員会貿易部とソ連との間で大豆、雑穀、豚毛と機械類、パルプなどのバーター貿易協定が締結された。東北と北朝鮮との間でも一九四七年末から貿易が行われるようになった。東北地区の解放区が海港に到達する以前は、こうした陸路による対ソ、対北朝鮮貿易が主であった。

資本主義国家の商人との貿易が始まったのは一九四八年秋からであり、貿易相手国は主に南朝鮮（韓国）、日本、英国であった。地理的關係からソ連との貿易が早い時点から行われてきた東北地方においても、この時期から、西側との貿易が促進され、急速な勢いで発展した。

東北の主な港は安東、営口、大連であった。一九四九年時点では、大連で、ソ連船以外の船の出入りは許されておらず、ソ連船を通して、対香港やその他の貿易が活発に行われていた⁽³⁶⁾。一九四九年における西側諸国との貿易は安東（四七年から）と営口（四九年四月から）の二港を通じて行われた。

一九四九年前半、東北解放区は営口を拠点に資本主義国家との貿易を展開し、十五隻の船が営口を訪れた⁽³⁷⁾。これらの商人との貿易は埠頭で行われ、外国商人に多大な利益を与えた。彼らは平均二五%、高いときは三〇%の利潤を享受した⁽³⁸⁾。ここから「外国商人に『暴利』（法外な利益）を与えている」という一般人からの批判もあった⁽³⁹⁾。貿易を促進しようとする東北地方はこのやり方を変えなかったが、その後次第に商談による価格決定や事前契約など、より計画しやすい貿易方式がとられるようになっていった。

一九五〇—一九五一年にかけて、東北で貿易が行われた場所は瀋陽、満州里、綏芬河、図們、輯安、安東、大連、

表1 東北地区の対外貿易

単位：東北幣億元

		輸 出 額		輸 入 額	
		金 額	割 合 (%)	金 額	割 合 (%)
1947年	ソ連	48.714	97.3	48.714	97.3
	北朝鮮	1.351	2.7	1.351	2.7
	総計	50.065	100	50.065	100
1984年	ソ連	105.597	92.97	111.130	94.43
	北朝鮮	6.897	6.07	5.454	4.64
	西側	0.901	0.80	0.901	0.77
	総計	113.580	100	117.680	100
1949年	ソ連	67.554	93.15	14.720	81.13
	北朝鮮	2.378	3.28	0.834	4.6
	西側	2.590	3.57	2.590	14.27
	総計	72.522	100	18.145	100

1950年度貿易総額に占める対ソ・新民主主義国家貿易の割合：55.8%

対資本主義国家貿易の割合：44.2%

出所：孟憲章主編『中蘇貿易史資料』，中国対外経済貿易出版社1991年，504頁

営口の八カ所であった。それまで西側諸国の船の出入りが禁じられていた大連は、東北地区のなかで対資本主義国家貿易の最も多い港湾に変身した。しかも、大連の対外貿易がソ連軍用物資と中ソ企業が必要な鉱業原材料機器の一部以外、すべて国家によって管理されていたことは注目される。つまり、東北における西側諸国との貿易は個人企業による商行為ではなく、中共の方針の下で行われていたのである。

また、一九五〇年度において、東北地区は中国の対ソ・新民主主義国家との貿易全体の四五・四%を受け持っていたが、東北地区の貿易の内訳から言うと、対ソ・新民主主義国家との貿易が五五・八%、資本主義国家との貿易が四四・二%であり、⁽⁴⁰⁾対東側貿易がかかるうじて西側諸国との貿易を上回っていたにすぎなかった(表1参照)。

2 華北諸港と華中諸港の対外貿易

華北地区の対外貿易港は秦皇島、天津、芝罘、青島などであった。華北の対外貿易の九七%を占めていた天津港（一九四九年七月）においては、四九年三月から六月の間、対香港貿易が対外貿易の五〇—六〇%を占めており、貿易額は解放前の国民党支配期を超えていた⁽⁴¹⁾。天津が急速に対ソ・新民主主義国家との貿易比重を高めたのは朝鮮戦争後のことである。

西側諸国との貿易が増大した原因は輸出奨励策や劉少奇の「天津講話」（一九四九年四月二八日）の他に、西側諸国との貿易に対する天津市の姿勢があげられる。一九四九年三月、「天津に對外貿易局を設立することに関する中共中央の指示」の中で、「各資本主義国家の外国人と外国の機関、団体に対して、われわれの政府機関は厳正な態度を引き続きとるべきである。しかし、われわれの対外貿易機関は、われわれと商務交渉を行うつもりのある外国人および外国機関・団体に対して、積極的かつ友好的な態度をとるべきで、かれらの困難の解決を支援してもよい」と特に規定した⁽⁴²⁾。この内容から、中央に近く、最も統制を受けやすい華北地区が西側諸国との貿易を積極的にを行う環境において最も整備されていたことが理解できる。

北京、秦皇島ではおもに東側諸国との貿易が盛んであったが、西側諸国との貿易も活発であった。

華中地区においては、上海港が主な対外貿易の窓口であった。しかし、解放まもなくの上海において、国民党軍の海港封鎖によって、中共の西側諸国に対する貿易は非常に困難な状態におかれた。解放後から封鎖前の間西側諸国と取り引きしていた船舶数と輸送量は増加していたが、封鎖後著しく減少した（七月の統計によると、船舶数：一一八隻から六四隻へ、輸送量：一六九、四二四トンから七九、三〇八トンへ⁽⁴³⁾）。

封鎖により、華北の石炭、塩などの物質が海上輸送することができなくなり、上海の必需品である「一黒二白」（石炭、米、綿花）の補給が途絶えそうになった。こうした状況を打開するため、当時華東軍政委員会主席、中共中央華東局第一書記であった饒漱石や上海市長陳毅は、国内市場からの調達とともに海外市場からも工業原料を調達しよ

うとした。上海軍事統制委員会は綿花の輸入税を免除し、外貨を自ら工面して綿花を輸入することを許可した⁽⁴⁴⁾。国民党が外国籍の船舶を簡単に撃沈することができず、船に積載したものを没収する事ができない点を利用して、中共はまた西側諸国との貿易を促進した。中共は西側諸国の商人に大きな利益を与える優遇策を実施し、イギリスも軍艦を派遣して中共と取り引きする商船を保護する政策をとった。この結果上海では、一九四九年九月時点において、船の積載トンベースで、西側諸国が貿易の九五%を占めるようになった⁽⁴⁵⁾。

上海は国民党による封鎖が実質的に無効になった一九四九年一月以降も、それまで築かれた貿易を基礎にして西側諸国との取り引きを重点的に展開した。このためその後上海は朝鮮戦争の影響をまともに被り、五〇年以降の貿易総額は伸び悩むこととなった。

全国解放後の華東においては、上海のほか、青島、煙台、寧波、温州、福州、アモイの七つの港が主な対外貿易の窓口であった⁽⁴⁶⁾。朝鮮戦争後、青島の対外貿易も縮小傾向に陥ったが、輸出入総額からみると、一九五〇年度のソ連と新民主主義国家との貿易は一一、九四一億元で、資本主義国家との取引量は一五、八三四億元と⁽⁴⁷⁾、西側諸国との貿易量が東側諸国を上回っていたことがわかる。煙台については、ソ連と新民主主義国家に対する輸出を主として扱っていた。

上述した状況のように、解放後、華北、華東地区は西側諸国を主な貿易相手として対外貿易を展開したが、朝鮮戦争後、アメリカによる経済制裁がこの地域の対外貿易に大きな打撃を与えた。この頃から、華北、華東の対外貿易の対象国がソ連と新民主主義国家に転換したのである。

3 中南区

各区より遅れて解放された中南区は、香港や西側諸国との貿易を中心に行ってきた。中南区の特徴は、朝鮮戦争後もこの方針が変更されなかったことである。一九五〇年度の中南区の対外貿易総額一四一、五四五億元のうち、対資

本主義国家貿易は一二〇、三四九億元であった。この貿易額は全国の対資本主義国家貿易総額の六二％に相当した。

一九五〇年当時、海上封鎖があり、また西側諸国との国交もほとんどなかったため、葉劍英は広州を經由して、地理的に隣接している香港や、帰国華僑との関係を利用して貿易を行おうとした。この貿易推進策は大きな成功を収めた。一九五〇年前半、中南区が香港を利用して輸出入推進策をとったため、貿易総額は約八一一八万ドルに達した⁽⁴⁸⁾。五一年にも、輸出入総額二一六、七三六億元の中で、ソ連と新民主主義国家との貿易量はわずか七一億元しかなく、しかもすべて輸入であった⁽⁴⁹⁾。

当時の中南区は「都市を固め、農村に依存し、海洋に向かう」との方針を決めていた⁽⁵⁰⁾。都市、農村、海洋を一体化させるこの経済発展戦略が、対外貿易主導型の発展戦略を意識して作られたかどうかは定かではないが、結果的に、一九八〇年代に作り出された外向型の経済特区の方針ときわめて類似している点は興味深い。五一年六月一日に発表された中南貿易部の一九五〇年活動報告の中では、それまでの政策について、「われわれは対外貿易を發展させる(内外交流)という前提の下ではじめて、都市と農村の交流が發展できる」と説明されていた。つまり、重工業を優先し、貿易依存度を極力抑えようとしており、解放直後の中南区はまさに対外貿易によって輸出産業を振興し、地域全体の發展を牽引する経済戦略を実行しようとしていた。

しかし、一九五一年三月、中央の貿易部国際貿易司副司長が、『自由貿易』や『海洋の自由』との主張は帝国主義国家の産物である」と発言したのに引き続き⁽⁵¹⁾、五一年六月一日に発表された中南貿易部の一九五〇年の活動報告の中で、中南区も次のように自己批判を行った。「解放後の一年間、われわれが国外輸出を重視し、資本主義国家との交易を重視した」、「われわれの指導思想には自力更生やソ連と新民主主義国家を主な貿易対象国とする方針が明確でなかった⁽⁵²⁾」。

ところが一九五二年、毛沢東は葉劍英の「地方主義」を批判した際、土地改革のことを指摘しながらも、対外貿易

については指摘していない。これは葉劍英とはその目的こそ異なっていたものの、毛沢東も西側との貿易を促進しようとしていたことを示唆しているのではなからうか。

4 西南区・西北区

さらに遅れて解放されたのが西南区と西北区であった。西南区においては、対ビルマ（現ミャンマー）貿易が主であり、対ソ連・新民主主義国家貿易は少なかった。西北区は全貿易量の九九・八%が東側諸国との貿易であった。

5 対外貿易の特徴

以上の点から、海路を利用した西側諸国との貿易が事実上不可能な内陸部を除き、朝鮮戦争勃発までの間の西側諸国と新中国との貿易に関して、次のような特徴が指摘できる。

一、各地区ともに政府の主導で、積極的に西側諸国との貿易を促進した。これはソ連と親密な関係を持つ東北においても例外ではなかった。

二、中央の政策はソ連と新民主主義国家を主な貿易国にすることであったが、内陸部を除き、ほとんどすべての地域において、西側諸国が中共の主要な貿易相手であった。ソ連と国境を接し、取引の拡大が容易であったはずの東北においても、東側諸国との貿易量は西側をかううじて上回る程度であった。

三、毛沢東や周恩来らの中央指導者たちにとって、西側諸国との貿易の目的は必要な物資の調達とともに、これら諸国との国交の促進にあった。他方、地方にとっては、各地方ごとに、資本主義諸国との貿易を展開した理由は異なっていたが、西側諸国との貿易促進という目的が中央と一致していたため、中央からの干渉を受けることはなかったと考えられる。

もし朝鮮戦争が起こらず、中国と西側諸国の貿易が順調に軌道に乗ったならば、その後の中国の外交と国際社会との関わりに多大な影響を与えたことは間違いない。換言すると、当時の対外貿易政策は外交政策に影響を与える可能

性を十分に有していたのである。

また、朝鮮戦争が起ころず、葉劍英の経済発展戦略の実験が進められ、成功を収めていたとすれば、その後の中国の経済政策にも大きな影響を与えたに違いない。海外市場とリンクさせ、重工業に先んじて軽工業を優先的に発展させる経済発展戦略はまさに一九八〇年代に採用されたものであり、その後の中国が重工業を優先させる経済政策をとることで様々な困難に直面したことを思い起こすならば、そこには一つの発展の可能性が十分に秘められていたと言えよう。

最後に、誤解を避けるために付け加えておくと、朝鮮戦争を契機として新中国とソ連・新民主主義国家との貿易が急速に発展したのは事実ではあるが、それまでの対ソ貿易も西側諸国との貿易の増加によって減少したことはなかった。因みに、一九五〇年の中ソ貿易額は前年の一・六九倍であった。⁽⁵³⁾

五 中国における外資企業の実態

(一) 外資企業に対する中央管理

国内の外資企業に対する管理は中央財政委員会内に設立された外資企業管理局によって行われていた。各地に散在している企業に対する管轄権限は地方各区にはなく、中央に属しており、実際の管理は外僑科や主な大都市に設立された外事処を通じて行われた。⁽⁵⁴⁾

各大都市の外事処責任者はすべて周恩来によって任命された。⁽⁵⁵⁾ 彼らは皆一九三〇年代後半から周恩来、葉劍英、董必武の下で、訓練を受け外交活動を担当してきた人たちであった。このような人脈に属する人たちが外資企業の管理

を担当していたことから、中央の政策は各地において同じように実行されていたと考えてもよいであろう。

中央の政策が正確に実行されることを保障したのは組織や人脈だけでなく、組織に対する管理、すなわちきわめて厳しい外交規律もあげることができる。外事処が設立される以前から、中共中央は「すべての外交行動および外交政策の決定は必ず中央に報告し、中央の許可を得てから実行しなければならぬ。中央の外交政策および外国人居留者を処理する方針に違反するいかなる行動も禁止せねばならない」との指示（一九四八年三月四日）を出し、対外活動における中共中央の権限を絶対的なものにした。⁽⁵⁶⁾そして解放された各都市において、指定された人以外が外国人と接触することを禁じ、いかなる対外活動も中央の許可が必要であるという厳しい規律を設定した。外交規定の違反ケースが発生する度に、毛沢東あるいは周恩来自身による指示が伝えられたが、これにより、中共中央の政策が地方でも次第に着実に実施されるようになっていくことに寄与したと考えられる。

(二) 外資企業の実態と部分的拡大

新中国成立初期、中国における外資企業数は一、一九二社あり、そのうち、六分の五は英米系企業であった。また、外資企業のほとんど（九一〇社）が上海に集中していた。⁽⁵⁷⁾これら企業が保有する総資産は一一・一億元に達していた。この数値は一九三六年における諸外国の対中投資総額（四二・八五億ドル）と比較すると、かなり小さなものとなっていた。この点については、毛沢東などの中共指導者も認識していたと言われている。⁽⁵⁸⁾

前述のように、中共はこれら外資企業を最終的には中国から排除する方針を決めていたが、その具体的なタイム・スケジュールについては明言していなかった。そこで本節において、中国における外資企業数の八九%を占めていた西側諸国の企業に対する政策とその実態について明らかにしたい。

都市における外資企業をどう処理するかという問題に最初に遭遇したのは瀋陽であった。当時、外資企業の直接管

理を担当していた市長の朱其文、張学思のもとで、外国銀行を休業させるかどうかなど様々な問題が議論された。また、啓東、頤中煙草公司の開業、煙葉の買い付けのための同社関係者の安東訪問、といったイギリス大使館の要望に對して、瀋陽市軍事接收管理委員会はすべて拒絶あるいは返答を回避した。⁽⁵⁹⁾ 解放直後の瀋陽市、特に朱其文は西側諸國に對してきわめて柔軟な姿勢をとっていたが、こうした西側企業に對する政策はきわめて消極的であったと言える。外資企業が集中する上海においては、中共中央華東局が外資企業を排除しようとするよりも、これらを保護、利用することを重視した。華東財政委員会は当時、「部内限りの話であるが、彼ら（外資企業——筆者注）が破壊、攪乱、サボタージュしなければ、引き続き営業させる。アメリカ人に對しても、かれらが法律を守るならば、存続を許すことができる」と内部通達し、⁽⁶⁰⁾ 外資企業の存続を暗に認めたのである。この背後には、外資企業に引き続きサービスを提供させ、電気、水道などの安定供給を図ることによって、社会秩序を保とうとする中共の配慮があったと考えられる。華東局の方針を受け継ぎ、上海の接收管理工作を担当する王堯山や陳毅市長が「盲目的で、無分別にすべての外国人を打倒すべきグループに入れることはできない」と述べ、外資企業に對して慎重に行動するよう主張した。⁽⁶¹⁾ 更に、国民党時代、赤字経営を続けてきた公共事業に對して、上海政府は料金の値上げを認め、これら企業に一定の利益を⁽⁶²⁾ 与えた。前節で述べたような外資企業に對する管理体制の厳しさを考慮するならば、上海市のこのような政策は當時の中共中央の対外資企業政策を反映したものと考えることができる。

上海だけでなく、天津においても、外資企業に對する政策はきわめて柔軟であった。天津における接收管理については、後に天津市政府や軍事接收管理委員会が外交政策に違反することを恐れて、外商処罰に過度に慎重になり、そのため対外商政策も優柔不断で、対応が遅れたと批判された。⁽⁶³⁾ このことは当時の外資企業に對する中央の絶対的権限を示すとともに、他方当時の中共指導者たちの外資企業に對して慎重かつ寛大な態度を有していたことをも表している。

このように、中国では解放後、中共中央から地方まで、外資企業を「帝国主義」と区別し、きわめて柔軟な政策が採用され、実行された。しかし、中共のこうした柔軟政策はすべての外資企業に向けられたものではなかった。当時中共は国家建設にとって有利な企業だけを優遇し、現存の外資企業の営業継続を奨励し、柔軟な姿勢を示したのであって、外資企業の新設や戦乱で一度営業停止した企業の生産再開に関してはいきわめて厳しく制限した。たとえば、武漢の福公司（英資本）は一九四九年六月と八月の二回にわたって、生産再開の申請書を出したが、中共からの回答を得ることができず、結局五〇年一月に業務中止を決定せざるを得なかった⁽⁶⁴⁾。

中共に活動を制限された外資企業は無論中国から撤退せざるを得なかった。それでは、存続を認められた企業はその後どのような状況に追い込まれ、撤退していったのであろうか。

経営状況の悪化により撤退がもたらされた背景には、外資企業におけるストライキの激しさ、外資企業の廃業禁止令があげられるが、廃業が認められた後の撤退時における労働者への解雇費支払い、国債負担の重さ、国营企業との競争などが重くのしかかった。しかし、こういった問題には、中国国内における各私营企業も同様に直面していた。

また、その後の中共の解決策（一九四九年七月に開催された全国工会工作会议での労使関係問題に関する二つの決議）によって、中国の私营企業とともに、外資企業においても労使間の緊張関係がある程度軽減され、経営環境が好転した。その上、建国後資本主義各国との貿易の回復、発展も外資企業の営業生産活動を活発化させた。このような状況のもとで、新たに輸出入貿易に関係した会社を設立する外国人貿易商や、外国からの投資が増大し、新たな工場を新設する外資企業（例えば、英国資本の信昌グループ）も出現し、中国に在住していた外国人貿易商は公私貿易機構と続々と各種の貿易契約や委託加工契約を結んだ⁽⁶⁵⁾。その結果、中国における外資系企業は拡大傾向に向かった。

このように、一九五〇年末まで、中共は意図的に外資企業を排除しようとはしていなかった。しかし、朝鮮戦争の勃発を契機に、中共は外国、なかでもとりわけ米国企業の排除に取りかかりはじめようになった。

(三) 外資企業の全面撤退

一九五〇年一月から、政務院や外交部は全国各地にアメリカ系企業、とりわけ国防関連企業を中心に「処理」する一連の指令（「外資企業の処理方法に関する初步的な意見」、「米國財産の統制、精査および米國公私預金の凍結に関する命令」等）を発した。このような政策の下で、解放初期において様々な問題を抱えながらも、大きな利益を計上していたアメリカの電力公司や電話公司などの企業に統制が加えられた。朝鮮戦争に関する国連決議が出された一九五一年五月五日、政務院はさらに「中国におけるアメリカの資産の処理に関する指示」を出した。これに従い、同年七月一日、上海市は美孚、徳士古石油公司、中美石油公司の一部財産を収用し、この三社の所有する石油すべてが買い上げられた。

収用されなかったアメリカ企業は生産や経営を続けた。たとえば一九五一年七月二〇日、統制下におかれて半年あまりを経っていた沙利文糖果餅公司是「解放日報」紙上で労働者募集の広告を出している。しかし、外資企業を排除する中共の政策に加え、国連の禁輸政策も、貿易取引に依存していた外資企業の存続を脅かしていた。この結果、多くのアメリカ資本の企業が休業を宣言するに至った。

このように、一九五二年末時点で休業に追い込まれたアメリカ企業と五〇年末以前に既に休業していたアメリカ資本の企業の資産合計額は、在華アメリカ企業の総資産の九四・五%⁽⁶⁶⁾を占めた。これによって、アメリカの在華企業に對する清算は概ね完了したといえる。

中共がイギリス在華企業に對する取り締まりを始めたのは一九五一年四月であった。香港における中国航空公司および中央航空公司の飛行機所有権問題、中国永滂タンカーなどの問題を理由に、一九五一年四月三〇日、周恩来総理は政務院から命令を出し、イギリスの在華企業である亞細亞火油公司の固定資産（本社および中国各地における支社の事

務所や販売所) を除くすべての財産を没収し、会社が所有するすべての油を買い上げた。中央航空会社の四十機の飛行機およびその他の資産に対するイギリスの対応に抗議して、中共は一九五二年八月一五日、上海の英国英連船廠、馬勒船廠の全財産を、一月二〇日には上海英国の電車公司、大英自来水有限公司、煤氣公司、および上海、天津、武漢の英国隆茂洋行の全財産を没収した。

五二年七月五日、外交部はイギリス系外資企業に対する「処理」政策を打ち出し、イギリス系企業の撤退を許可した。これを受け、全国各地において「個別に処理し、区別して対応する」という原則に従い、イギリス系企業に対する「処理」を早めた。一九五二年末時点で、在華イギリス企業の総資産の六三%が清算された⁽⁶⁷⁾。中国に残っていた外資企業のほとんどが米・英系の企業であったため、これらの企業に対する中共の一連の措置によって、中共は外資系企業の大部分を自らの手中に収めることに成功した。その結果、一九五二年八月の時点で、「中国における帝国主義の資本の六五%が人民政府に握られている」状況となった⁽⁶⁸⁾。

一九五二年末、中共中央は毛沢東の意見に従い、「過渡期の総路線」を提出し、一九五三―五七年の第一次五カ年計画の内容の一つは資本主義商工業に対する社会主義改造であると決定した。これに伴い、外資企業やその所有する不動産に対する処理が加速化した。五三年六月の外交事務工作会议において、重点的に中国における「帝国主義」の産業を清算する基本方針が定められた。このような政策の下で、一九五三年から五六六年の間、中共はアメリカ企業をすべて清算したほか、イギリス企業やフランスその他資本主義国家の在華企業の清算にも取りかかった。

一九五三年一月二日、中国政府はフランス上海電車と電灯会社の両社を国营企業とし、すべての財産を管理する措置を講じた。フランスの天津電力会社、上海万国儲蓄会、東方匯理銀行、東方修焊公司、中法求新造船廠なども「処理」された。この結果、五六年末までに、フランスの在華企業の総資産の九八・九%が業務を終了した⁽⁶⁹⁾。

このように、中共は没収、買い上げ、代理管理、接收管理、対価移転、自由意志による休業といった方式を通じて、

一九五六年末までに、資本主義国家の在華企業の総資産の五五・四%を処理した⁽⁷⁰⁾。そして、六〇年代初頭、最後まで残っていた外資企業が中国大陸から消滅した⁽⁷¹⁾。

以上のように、外資企業管理に関する中共中央の絶対的な権限から考えると、外資企業に対する各都市の政策は中央の意志を反映したものであったと見なすことができる。特に上海解放後、生産をいち早く回復させ、失業率を低下させ、社会秩序の安定を保つため、中共は外資企業の存続を認め、それを中国国内の個人企業と同等に扱った。中には特別に優遇された外資企業さえ存在した。中共のこのような政策や西側諸国との貿易の展開によって、一時は却って外資企業が拡大する傾向にあった。しかし、その時点において、外資企業をいつまで存続させるかについてはそれほど明確ではなかった。

こうした状況は、朝鮮戦争を契機に一変する。中共は外資系企業の「処理」に取りかかったのである。一九五〇年一月の中共中央の諸政策を通して、そして過渡期総路線の効果と相まって、中共はアメリカ、イギリス、フランスおよび他の外資企業といった順に外資企業を排除していった。また、外資企業は西側諸国との貿易に依存する体質を持っていたことから、国連決議による対中禁輸措置が多くの外資企業の経営を困難な状況に陥らせた。これも中共の「処理」のスピードを加速させた。

周恩来の「朝鮮戦争がなかったら、外資企業を処理するのにどれだけの間が必要になったであろうか」との発言から察すると、朝鮮戦争が外資企業の排除という行動を誘発し、促進したことを窺い知ることができる。中共の「国家主権」に対する強い執念から、新中国と友好な関係を保っている国の企業であろうと、「帝国主義国家」の企業であろうと、中共はこれらの企業を最終的には中国から締め出すつもりであったと見るのが自然であろう。「帝国主義」の企業に対して、「殲滅戦をせず、ゲリラ戦を行い、一步一步にかれらを消滅する⁽⁷²⁾」ことは各都市解放当初からの政策であったのである。朝鮮戦争は中共のこのような決心をさらに固めさせ、「処理」のテンポを加速させたのであ

た。朝鮮戦争後の一九五二年、中共はイギリスとの貿易を再開したが、中国国内に残った企業を通さず、意図的にイギリス本土の企業を利用した。こうした中共の行動からも、中国国内に残っていたイギリス系の企業の存続を認めない方針が顕著に浮き彫りにされている。

六 おわりに

建国前後の中共中央は社会主義陣営に自らを位置づけ、マルクス・レーニン主義に基づく経済的価値観を有していた。対外貿易に関しては、独立自主の社会主義経済を目指し、東側陣営を第一の貿易相手と考えながらも、戦後復興

の必要性に加え、国家の地位回復や国家権益の回復のためにアメリカを含めた西側諸国との貿易に積極的であった。中共中央が制定したこのような対外政策は実際の執行段階において、対外貿易と外資企業に対する管理体制の違いによって、異なる政策結果が現れた。対外貿易においては、各地区が中央の対外貿易政策をよそに、西側諸国との貿易を中心に据えていた。このような経済活動は新中国の国策を変化させうるような動きでもあった。

他方、中国内の外資企業に対する「処理」を通して、それらは中央の厳しい管理システム下におかれた。そこでは各地区における自主性が皆無に等しかったため、中央の政策が厳格な形で実行された。

以上の考察から明らかなように、中国の対外経済活動は国内政治や外交政策の単なる従属変数ではなく、独自の論理と動きを見せていた。特にそこには、地方の主体性が特徴的に見られた。最終的には、確かに朝鮮戦争という中央の政治の論理によって対外経済関係も大幅に縮小されてしまいが、建国初期に見られたその主体的な息吹は、その後も政治の荒波にもまれながらも、着実にそして一貫して生き続けることになる。この点については、次稿に譲りたい。

(1) 中央档案馆編『中共中央文件選集』第七冊(一九三二年)、中共中央党校出版社、一九九一年、四九三頁。

- (2) Barry Naughton, "The Foreign Policy Implications of China's Economic Development Strategy", Thomas W. Robinson & David Shambaugh (eds.), *Chinese Foreign Policy: Theory and Practice*, New York: Oxford University Press Inc., 1994, pp. 47-48.
- (3) Nancy Bernkopf Tucker, *Patterns in the dust: Chinese-American Relations and the Recognition Controversy, 1949-1950*, New York: Columbia University Press, 1983, p.1.
- (4) Warren W. Tozer, "Last Bridge to China: The Shanghai Power Company, the Truman Administration and the Chinese Communists", *Diplomacy History*, Winter 1977, pp. 66-67.
- (5) *Foreign Relations of the United States, 1949*, vol. XI, United States Government Printing Office, pp. 821-822 (以下、FRUS).
- (6) 中共中央文献研究室編『周恩来伝 1898-1949』人民出版社、中央文献社、一九八九年、七一五頁。
- (7) FRUS (1949, vol. IX), p. 82
- (8) 中園和仁「第二次世界大戦後の米英中関係」、宇野重昭、天兒慧編『20世紀の中国 政治変動と国際契機』、東京大学出版会、一九九四年、一三七頁。
- (9) 石井明「戦後内戦期の国共両党・ソ連の関係について——一九四五年秋、中国東北」、高木誠一郎、石井明編『国際関係論のフロンティア1 中国の政治と国際関係』、東京大学出版会、一九八四年、一六四頁。
- (10) 王首道『王首道回憶録』、解放军出版社、一九八七年、四九二—四九五頁。
- (11) 孟憲章主編『中蘇貿易史資料』、中国对外經濟貿易出版社、一九九一年、五三三頁。
- (12) 詳細については、青山瑠妙「建国前後における中国共産党の对外政策」(修士論文)を参照。(慶應義塾大学 平成七年度 修士論文)
- (13) 高橋伸夫「冷戦と中国共産党——陣営の論理と民族主義 1946年—1949年」、『法学政治学論究』1、一九八九年、三九—七七頁。

- (14) 『毛沢東選集』第四卷、外文出版社、一九六九年、四八五―四八六頁。
- (15) 「撤消貿易制限建議、「平等互惠」雲乎哉?」、『經濟周報』第四卷、第一期(一九四七年一月二日)、一四頁。
- (16) 周進「國際関税与貿易會議難題多」、經濟導報社編『經濟導報』第二九四期(一九五二年十月二十一日)、九頁。
- (17) 中共中央文獻研究室編『毛沢東年譜 一八九三―一九四九』下卷、人民出版社、一九八九年、三二二頁。
- (18) 汪東興『汪東興日記』、中国社会科学出版社、一九九三年、一六三頁。
- (19) 中共中央文獻研究室編『周恩來年譜 一八九八―一九四九』、人民出版社、中央文獻出版社、一九八九年、七一五頁、七八九頁。
- (20) 『建国以來毛沢東文稿』第一冊、中共中央文獻出版社、一九八七年、一九七頁。
- (21) 對外貿易の重点をソ連と新民主主義國家に置くことはソ連への配慮などに由来した中共中央の建前としての原則である。毛沢東や周恩來などの中共の最高指導者が本心において、東側と西側のどちらに對外貿易の重点を置いたかは、現時点で明らかになっている資料で証明することは難しい。ただ、毛、周ともに西側との貿易に積極的であったことは容易に推測することができる(詳細は第四章参照)。
- (22) 中央檔案館編『中共中央文件選集』第十八冊(一九四九年一月至九月)、中共中央黨校出版社、一九九二年、一三六―一三七頁。
- (23) 『建国以來毛沢東文稿』第一冊、二二八頁。
- (24) 中国社会科学院 中央檔案館合編『中華人民共和國經濟檔案資料選編 1949-1952』(綜合編)、中国都市經濟社會出版社、一九九〇年、二六六頁(以下、經濟檔案)。
- (25) 張飛虹「劉少奇与新中国的對外貿易工作」、中国人民大学書報資料中心編『復印報刊資料 中国現代史』、一九九四年(四)、一六九―一七〇頁。
- (26) 武力「論建国初期的“内外交流”政策」、中国人民大学書報資料中心編『復印報刊資料 中国現代史』、一九九二年(十一)、一五六頁。

- (27) 『毛沢東選集』第四卷、一四三三頁。
- (28) 『周恩来選集』上巻、人民出版社、一九八〇年、三三二—三三四頁。
- (29) 中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編』第一冊、中央文献出版社、一九九二年、九九頁。
- (30) 武力、前掲論文、一五六頁。
- (31) 『建国以来毛沢東文稿』第一冊、三九八頁。
- (32) 藤村瞬一「中国と西ヨーロッパ諸国」、安藤正士、入江啓四郎編『現代中国の国際関係』、日本国際問題研究所編、一九七五年、五八〇頁。
- (33) 『毛沢東年譜』下巻、五一四頁。
- (34) 『周恩来伝』、七四二頁。
- (35) 薄一波『領袖・元帥・戦友』、中共中央党校出版社、一九九一年、七〇頁。
- (36) 中国研究所編『新中国年報 1』(一九四九)、月曜書房、一九五〇年、一二九—一三〇頁。
- (37) 朱建華主編『東北解放区財政経済史稿』、黒竜江人民出版社、一九八三年、四二四—四二五頁(このなかで、一九四八年前半との記述があるが、一九四九年の間違いと思われる)。
- (38) 同書、四一五頁。
- (39) 『経済導報』、第一二二期、一九四九年三月十五日、六頁。
- (40) 孟憲章、前掲書、五六二—五六四頁。
- (41) 『新中国年報 1』(一九四九)、一三五—一三六頁。
- (42) 武力、前掲論文、一五六頁。
- (43) 『経済档案』(総合編)、一五三頁。
- (44) 孫懷仁主編『上海社会主義经济建设發展簡史 1949—1985』、上海人民出版社、一九九〇年、三七頁。
- (45) 『経済档案』(総合編)、一五三頁。

(46) 本論文における各地区の区分の仕方は孟憲章氏の区分方法に従う。

(47) 孟憲章、前掲書、五六六―五六七頁。

(48) 『經濟檔案』（総合編）、二七六頁。

(49) 孟憲章、前掲書、五六七―五六八頁。

(50) 『葉劍英伝』、当代中国出版社、一九九五年、四六三頁。

(51) 體仁講、竹均記録「当前対外貿易問題」、『經濟導報』（二二八）、一九五一年四月二十四日。

(52) 『經濟檔案』（総合編）、二六九―二七〇頁。

(53) 孟憲章、前掲書、五七五頁。

(54) 上海档案馆資料、話組字第一三〇二号。

(55) 外交部外交史編輯室編『新中国外交風雲』第二輯、世界知識出版社、一九九一年、一六五頁。

(56) 『周恩来伝』、七〇八頁。

(57) 孫懷仁、前掲書、一五頁、二四頁。

(58) 『周恩来和他的事業研究選萃』、中共党史出版社、一九九〇年、三三九頁。

(59) 李銳「接管瀋陽記事」、中共中央党史研究室編『中共党史資料』第四十輯、中共党史出版社、一九九二年、三八頁、五八―五九頁。

(60) 上海档案馆編『上海解放』、档案出版社、一九八九年、九八―一〇二頁。

(61) 同書、六八―六九頁。

(62) 同書、一五二頁。

(63) 張広文主編『解放初期の天津商業』、天津社会科学院出版社、一九九〇年、一三五頁。

(64) 薛毅『英国福公司在中国』、武漢大学出版社、一九九二年、二四七―二四八頁。

(65) 宋仲福「建国初期党和国家対外資在華企業的政策」、中国中共党史学会編『中共党史研究優秀論文選』（1981-1991）、中共

党出版社、一九九二年、五二二頁。

- (66) 裴堅章主編『中華人民共和國外交史 1949-1956』世界知識出版社、一九九四年、二六七頁。
- (67) 同書、二六八頁。
- (68) 『經濟档案』(綜合編)、八六〇頁。
- (69) 裴堅章、前掲書、二六九頁。
- (70) 同書、二六九頁。
- (71) 宋仲福、前掲論文、五二六頁。
- (72) 『上海解放』、七一―七二頁。

青山 瑠妙 (あおやま るみ、一九六七年生)

所属・学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程

所属学会 アジア政経学会 日本国際政治学会

日本現代中国学会

専攻領域 現代中国政治外交史

主要著作 「建国前後における中国共産党の対外政策」(修士論文 平成七年度)